

事業再評価の 重点化・効率化について(審議)

2025年12月23日

みち、ひと…未来へ。



1. 道路事業・街路事業に係る再評価実施要領細目

再掲

「道路事業・街路事業に係る再評価実施要領細目」(H30.3.12)において、再評価の手法に係る、重点化・効率化が規定されている。

- ・「**重点審議**（従来審議方法）」と「**要点審議**」に分類し審議を行うことが可能。

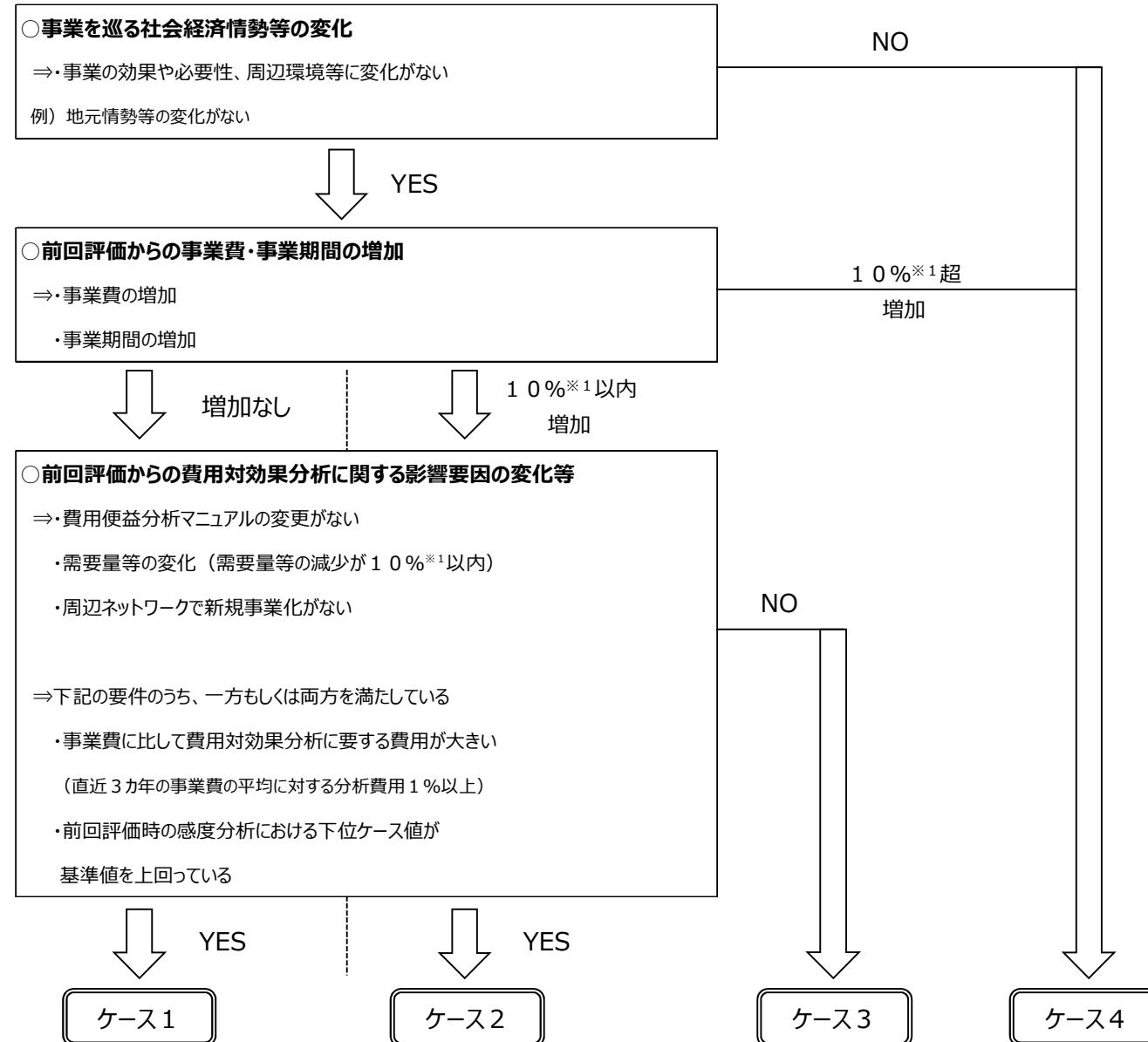


前回評価時から、事業を巡る社会経済情勢等の変化が無く、事業費・事業期間の増加が無い若しくは10%以内の場合で、費用対効果分析に関する影響要因の変化等に大きな変化が見られない事業は、資料作成、費用対効果分析を省略した要点審議とすることができる。

- ・審議方法については、**事業評価監視委員会が決定**する。（再評価実施要領 第6の4）

2. 今後の審議方法 再評価の重点化・効率化に係る確認フロー

再掲



※ 1 感度分析の範囲を参考に記載しているが、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、
その値を使用することができる

3. 今後の審議方法

確認後 ケース別の審議区分・資料等の作成方法

更新

NEXCO

赤字：加筆・修正箇所

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
社会経済情勢等の変化	無し	無し	無し	有り
事業費・事業期間	増加無し	10%※1以内増加	増加無し 又は 10%※1以内増加	10%※1超増加
B／C影響要因変化 等	無し	無し	有り※2	—
審議区分	要点	要点※4	要点※4	重点
資料	省略※3	省略※3、4	省略※3、4	作成
費用対効果分析	省略	省略	実施	実施

※1 感度分析の範囲を参考に記載しているが、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる

※2 評価手法の変更を伴わないマニュアルの変更（例えば、原単位の時点更新や社会的割引率の変更等）のみの場合、ケース1またはケース2に準じ、費用対効果分析を省略できる

※3 事業の進捗状況、進捗の見通しのみを更新、
部分供用等があり「今後の評価に必要なデータの取得が必要な場合」はデータの取得のみ実施

※4 事業費・事業期間・B／C影響要因の変化状況を踏まえ、必要に応じ、資料作成・重点審議を実施

※ 資料・費用対効果分析の省略は、2回以上連続して実施しない

4. 今後の審議方法 要点審議時の説明資料 (様式・一覧表)

再掲

西日本高速道路株式会社 事業評価監視委員会 再評価 要点審議

事業名 (箇所名)	実施箇所	再評価 理由 ※1	新規事業 採択時評 価年度	前回再評 価年度	事業期間等	総事業費 (億円) 上段: 前回評価時 下段: 現時点	事業を巡る社会 経済情勢等の変 化	主な事業の進捗 状況	主な事業の進捗 の見込み	コスト縮減や代替 案等の可能性	事業の効果等	事業の投資効率性	感度分析	都道府県・政令 市等の意見	対応方針 (原案)	
1 ○○自動車道 (○○~○○)	自: ○○県○○市 至: ○○県○○町		H○○	R○○	○○年度事業化 ○○年度用地着手 ○○年度工事着手	0,000 0,000 (+○○)						【事業全体】 総便益 B : ○○億円 総費用 C : ○○億円 B/C = ○○	【残事業】 総便益 B : ○○億円 総費用 C : ○○億円 B/C = ○○	【事業全体】 B/C = ○~○ (需要量 ±10%) B/C = ○~○ (事業費 ±10%) B/C = ○~○ (事業期間±1年)	【残事業】 B/C = ○~○ (需要量 ±10%) B/C = ○~○ (事業費 ±10%) B/C = ○~○ (事業期間±1年)	事業継続
2																
3																
4																
5																

※1 再評価理由

- ①: 事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
- ②: 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
- ③: 準備・計画段階で3年間が経過している事業
- ④: 再評価実施後5年間が継続している事業
- ⑤: その他

※費用対効果分析を実施せず、前回評価時点の結果を適用する場合には、

「注: 費用対効果分析に係る項目は○年評価時点」との注釈を追記する。

- ・様式・一覧表に補足資料を付けて審議
- ・事業費や事業期間の見直しがある場合は、その説明資料を付けて審議

4. 今後の審議方法

要点審議時の説明資料 (補足資料 (イメージ))

再掲

1. 事業概要

事 業 区 間 : 自)○○県○○市○○(○○○)
至)○○県○○市○○(○○○)

計画延長・幅員 : 150km・23.5m

車 線 数 : 4車線

計 画 交 通 量 : 30,000~50,000台/日

事 業 化 : 平成○年度

全 体 事 業 費 : (前回)約○○億円 (今回)約○○億円

5. 概要図

2. 事業の進捗状況

- 当該事業区間の用地取得率は100%
- 設計が一部完了し工事発注に向けた準備中

6. (説明事項)

3. 主な事業の整備効果

- 物流効率化の支援(国際コンテナ航路の発着港湾へのアクセス向上)
- 災害への備え(被災地における復旧復興支援、代替路線の形成)
- 安全で安心できるくらしの確保(三次医療施設へのアクセス向上)

4. 費用対効果分析結果

【事業全体】

	(前回)	(今回)
総便益B:	○○億円	○○億円
総費用C:	○○億円	○○億円
B/C	=○.○	B/C=○.○

【残事業】

	(今回)
B:	○○
C:	○○
B/C	=○.○

7. 対応方針(原案)

- 事業継続とする
- 本事業は、高規格道路ネットワークを形成する有料道路であり、沿線地域の産業、経済の発展等の観点から、事業の必要性・重要性は高く、整備による効果発現を図ることが適切である。

(参考)国土交通省事務連絡(R7. 2. 27)



別紙

事務連絡
令和7年2月27日

事業評価担当各位

道路局 企画課評価室 課長補佐
都市局 街路交通施設課 課長補佐

再評価手法の運用について

平成30年3月12日付け国都街第87号、国道評第16号により通知した「道路事業・街路事業に係る再評価実施要領細目」第4 ① 1)、2)については、当面の間、別紙に基づき、事業評価監視委員会の意見を踏まえた上で、適切に運用されたい。

○道路事業・街路事業に係る再評価実施要領細目（抄）

第4 再評価の手法（実施要領第5関連）

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第5の1に基づき定めた再評価手法は以下のとおりである。

再評価を実施する際には、以下の評価項目（視点）について確認を行う。

①事業の必要性等に関する視点

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

原則として、別に定める評価指標のうち、事業の効果や必要性を評価するための指標、その他事業採択時より再評価実施時までの周辺環境等を確認するものとする。ただし、以下の事業については、その限りではない。

- ・事業採択時（再評価実施後は前回の再評価）に確認した事業を巡る社会経済情勢等に変化が見られない事業

2) 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化を検証するため、原則として、別に定める費用便益分析マニュアルに基づき、費用対効果分析を実施するものとする。ただし、以下の事業についてはその限りではない。

- ・事業採択時（再評価実施後は前回の再評価実施時）に実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない事業であって、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きいもの、準備・計画に要する費用を予算化した事業で事業費を予算化する際に改めて新規事業採択時評価を実施するもの等、費用対効果分析を行うことが適切でない場合

事業を巡る社会経済情勢等の変化の確認、費用対効果分析については、下記、「再評価の重点化・効率化に係る確認フロー」、「再評価の重点化・効率化の取り組み概要」及び「再評価の重点化・効率化判定票（道路・街路事業）」を参考に、実施・省略を定めるものとする。これにより、再評価の重点化・効率化を図るものである。

当面の間、本運用に基づき省略を可能とするのは、前回評価において省略していない場合に限る。

また、本運用に基づき省略を行う事業については、前回評価時の資料を用いて事業評価監視委員会で審議を行うとともに、客観的評価指標、事業評価結果等の公表様式について別添の通り、記載する。

なお、審議方法については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領 第6「4 事業評価監視委員会における審議方法」に基づき、各事業評価監視委員会が決定する。

○再評価の重点化・効率化の取り組み概要

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
社会経済情勢等の変化	無し	無し	無し	有り
事業費・事業期間	増加無し	10%※1以内増加	増加無し 又は 10%※1以内増加	10%※1超増加
B/C影響要因変化 等	無し	無し	有り	—
資料	省略※3	省略※3、※4	省略※3、※4	作成
審議区分	要点	要点※4	要点※4	重点
費用対効果分析	省略	省略	実施	実施

※1 感度分析の範囲を参考に記載しているが、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる

※2 原単位の時点更新や社会的割引率の変更等、評価手法の変更を伴わないマニュアルの変更の場合を除く。

※3 事業の進捗状況、進捗の見通しのみを更新、

部分供用等があり「今後の評価に必要なデータの取得が必要な場合」はデータの取得のみ実施

※4 事業費・事業期間・B/C影響要因の変化状況を踏まえ、必要に応じ、資料作成・重点審議を実施

※ 資料・費用対効果分析の省略は、2回以上連続して実施しない

※ 審議方法については、各事業評価監視委員会が決定する。

(国土交通省所管公共事業の再評価実施要領 第6 「4 事業評価監視委員会における審議方法」より)